

令和8年度 公益財団法人北九州産業学術推進機構 産業用ロボット等導入支援補助金

公益財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）は、生産性向上を目的に産業用ロボット等の導入・更新を実施する北九州市内の中小企業に対し、導入・更新に要する経費の一部を補助します。

1 補助対象者

北九州市内に事業所を有する者のうち、次の全てに該当するものとします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の1号から4号に規定する中小企業者であるもの。
- (2) 専門家の指導を受けるなどし、生産性の向上に関する計画を作成し、又は作成を予定しているもの。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団でないこと、また暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

2 補助対象事業

北九州市内の事業所において、生産性の向上を図ることを目的に、産業用ロボット等の導入・更新を行う事業とします。※設備導入を検討する事業所が北九州市内である必要があります。（例：本社が北九州市内でも市外の工場への導入検討は対象外）

3 補助対象経費及び補助率、補助金額

| 補助対象の経費区分 | 内 容 | 補助率及び補助金額 |
|--------------|--|--------------|
| 産業用ロボット等導入経費 | 産業用ロボット等の購入または賃借（ただし、賃借の場合は補助金交付年度内に支出するものに限る）、搬入、据付または調整等、産業用ロボット等の導入に要する費用 （例）購入費・賃借料、原材料費（消耗品費、備品購入費） 委託費 | 対象経費の2/3以内 |
| 導入に伴う付帯経費 | 産業用ロボット等の導入に伴い必要となった次の経費 ・構築物または既設の機械装置の移設等に要する経費 ・活用に必要な技術指導の受入に要する経費 （例）指導者の謝金および旅費、従業員旅費、委託費など | 1件あたり500万円上限 |
| その他 | 上記に掲げる費用の他、FAIS理事長が特に必要と認める経費 | |

4 補助対象期間

令和8年4月20日から令和9年1月末日までとします。

5 申請期間

令和8年4月20日（月）～令和8年6月12日（金）

※ 本補助事業についての詳細は

下記ホームページをご確認ください。

<https://www.ksrp.or.jp/robo-dx/blog/grant/index.html>



6 問い合わせ先

公益財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）
ロボット・DX推進センター ロボット産業推進部
担当：坪根・塩田
〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1
TEL(093)695-3085 FAX(093)695-3525

